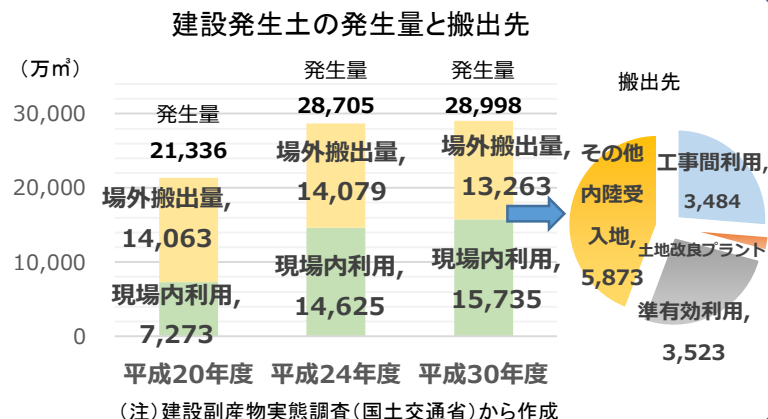


建設残土対策に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

〔 勧告日：令和3年12月20日 勧告先：国土交通省 〕

調査の背景

- ◇ 建設工事の副産物である建設残土(建設発生土及び建設汚泥)のうち、建設発生土は、建設資材として埋立て等に利用されている一方で、山林への不適切な埋立てによる崩落発生などが問題となっているが、その実態は明らかでない。
 - ◇ 建設発生土の適正処理を図る観点から、搬出先の指定、それに要した費用の負担や、工事間利用の推進の取組が行われているが、これらの取組が低調な地方公共団体あり。
- ⇒ 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態や建設発生土の適正処理の状況について調査を実施。



【調査対象機関等】国土交通省、環境省、農林水産省、都道府県(12)、市町村(36)、事業者(60)、関係団体(27) 【実施時期】令和2年1月～3年12月

主な調査結果

I 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態

- 調査した都道府県では全て、市町村でも7割近くが、不適切な建設発生土の埋立て事案を認識(120事案)
- 土砂条例で対応した無許可埋立て58事案のうち、土砂流出の被害が発生した14事案について、是正(土砂撤去)されたのは1事案のみで、対応が長期化

II 建設発生土の有効利用

- 建設発生土の工事間利用(公共工事)は、都道府県では3割、市町村では1割に満たない。
- 地方公共団体の多くは、工期、土質等の調整のための保管場所の整備が課題としているが、国は、保管場所として利用可能な場所の情報共有を行っていない。

III 建設発生土の適切な管理

- 建設発生土の搬出先の指定をしない場合、運搬費や処分費を定額で積算するなど、搬出のコストを建設請負業者への支払代金に適切に反映していない。
- 発注者として搬出先を確認できる書類の提出を求めている市町村があり、搬出先を指定する場合の搬出の確認方法も区々(再生資源利用促進計画等)。

主な勧告

国土交通省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。

<有効利用>

- 工事間利用を進めるため、その調整のための保管場所について把握・整理
- 土質別の利用実態や有効利用事例を把握し、地方公共団体に提示

<適切な管理>

- 適切な費用負担の観点から、地方公共団体に搬出先の指定の徹底を要請
- 再生資源利用促進計画等の発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況等を発注者が確認できる仕組みを整備

I 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態

制度の概要

- ◇ 建設発生土の埋立て等については、農地法、森林法、砂防法など土地の形質変更を規制する法律、土砂の埋立てを規制する条例（土砂条例）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物が混入されている場合）等で規制。
- ◇ 調査した12都道府県・29市町村の土砂条例では、①一定規模（都道府県は3,000㎡以上、市町村は500㎡以上が多い）の土砂の埋立行為、②土砂の水質・土壌基準（有害物質等の安全基準）、③建設工事現場からの一定規模（500㎡以上）の土砂の搬出等を規制。
- ◇ 土砂条例違反への措置として、埋立てを行う者に対する報告徴収、立入検査、措置命令、罰則、違反者の公表等。

主な調査結果

結果報告書P2～20

- 調査した12都道府県では全て、29市町村のうち7割近く（20市町村）が、不適切な建設発生土の埋立て事案を認識（計120事案）。全ての事案で、措置命令等の対応を実施。

区分	調査対象機関数	不適切事案があるとしている機関数	
		把握事案数	把握事案数
都道府県	12	12(100%)	65
市町村	29	20(69.0%)	55
計	41	32	120

- ▷ 7割近く（79事案）が被害あり（土砂流出は34事案）又は被害のおそれ
- ▷ 規制する法令等は、土砂条例が77事案（64.2%）、土地の形質変更を規制する法律が49事案（40.8%）など（※重複あり）
- 土砂条例で対応した77事案のうち、8割近く（58事案）が無許可埋立て。
 - ▷ 埋立ては、人目につかない里山や山間部の車両搬入がしやすい場所で行われる傾向
 - ▷ 58事案のうち、田や水路等への土砂流出の被害発生は14事案で、以下のとおり、土砂条例のほか、砂防法、森林法等で対応
 - ▷ しかし、資金繰りがつかない等の理由から是正が進まず、是正されたのは1事案（森林法）のみ
 - ▷ 未是正の13事案のうち8事案は、その発生・発覚から3年以上経過し、対応が長期化

対応法令等	対応事案数	対応内容	
土砂条例	14	行政指導のみ：5事案、措置命令：7事案、告発：3事案、罰則適用：4事案	
土地の形質変更を規制する法律	砂防法	3	行政指導のみ：3事案
	森林法	1	復旧命令：1事案 ※是正
河川法	1	（河川に流出した土砂について代執行により緊急に除去：1事案）	

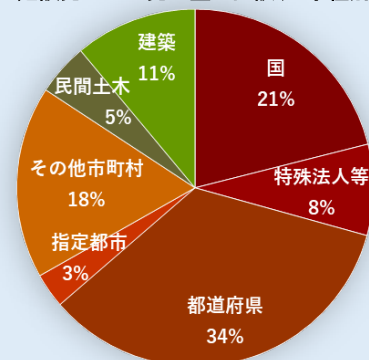
- 土地の形質変更を規制する法律で規制される49事案のうち、違法状態が是正されたものは2事案（森林法）のみ。地方公共団体からは、規制の範囲や規制面積が限定的であるため対応できない場合があるとの意見。

II 建設発生土の有効利用

制度の概要

- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」※では、発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならないとされている。※平成5年1月12日付け建設事務次官通知
- ◇ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」※1では、建設副産物協議会※2の事務局(各地方整備局)において、数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換などを行い、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。※1平成15年10月国土交通省 ※2各地方整備局、地方公共団体等が構成員
- ◇ 工事間利用は、資源の有効利用の促進のほか、建設発生土の処分先を探す負担の軽減や、処分費用の軽減、不適切な処分の防止の各観点から重要。

建設発生土の発生量の内訳(工事種別)



(注)平成30年度建設副産物実態調査(国土交通省)から作成

主な調査結果

- 工事間利用は、地方整備局国道事務所では8割以上となっているが、都道府県(出先機関)では3割、市町村では1割にも満たない。また、民間工事における工事間利用は限定的。

機関名(調査対象機関数)	場外搬出工事件数(a)	他工事への搬出(b)	工事間利用率(b)/(a)
地方整備局国道事務所(6)	120	97	80.8%
都道府県(出先機関)(12)	213	61	28.6%
市町村(35)	792	55	6.9%

- 工事間利用を行っている地方整備局国道事務所、都道府県、市町村では、工事予定地や民間の土地を借りるなど一時的な保管場所を整備し、活用。
- 地方公共団体の多くは、工事間利用を進めるためには、工期・土質・土量の調整を行うための一時的な保管場所の整備が課題としているが、地方整備局では、一時的な保管場所として利用可能な工事予定地等の情報共有は行っていない。
- どの土質であっても、マッチング次第で有効利用ができていものもあれば、処分しているものもあるが、国土交通省では、平成14年度以降、土質別の搬出状況を把握していない。

結果報告書P28～32

主な勧告

国土交通省は、建設発生土の有効利用を進める観点から以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。
- ② 建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。

III 建設発生土の適切な管理(1)

制度の概要

- ◇ 国土交通省は、「条件明示について」※1により、同省直轄工事を対象に、発注者が契約業者に建設発生土の搬出先を指定するよう地方整備局に指示し、地方公共団体にも参考送付。※1平成14年3月28日付け国土交通省大臣官房技術調査課長通知
民間工事については、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)」※2において、搬出先の指定を始め、公共工事と同様の取組を促していくことが必要とされている。※2平成14年11月22日中央環境審議会
- ◇ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)では、発注者の責務として、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合には、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金額、工期等の変更を行うこととされている。
また、建設業法では、請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、信義に従って履行しなければならないこととされている。
- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」では、発注者は、発注に当たって、元請業者に対して適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないこととされている。

主な調査結果

結果報告書P21~28

- 建設発生土が少量な場合や緊急の場合などに、建設発生土の搬出先を指定しない場合があるとしているのは、2都道府県、14市町村。

機関名	調査対象機関数(a)	搬出先を指定しない場合がある機関数(b)	(b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	0	0%
都道府県(出先機関)	12	2	16.7%
市町村	35	14	40.0%

- 上記の2都道府県、14市町村においては、搬出先の指定をしない場合の搬出費用の積算方法について、運搬費・処分費を定額で積算したり、処分費は計上せず固定距離の運搬費・整地費を積算したりするなど、建設請負業者の負担となっている可能性あり。
- 調査した建設請負業者からは、「搬出先が指定されず、一律の距離での運搬費計上のみであったため、負担を感じる事案もあった」との意見。また、市町村が、関係団体から「引き取った建設発生土を自腹で処分しており、処分費もみてほしい」との意見を受け、搬出先を指定して処分費を積算した例あり。
- 建設発生土を搬出する民間工事を受注した建設請負業者9社の55件で、発注者から搬出先が指定されているものは2社の2件(3.6%)にとどまり、処分費が契約上明確でなく、計上されていない可能性あり。

主な勧告

国土交通省は、建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずる必要がある。

(公共工事)

契約による搬出先の指定について、品確法の趣旨を踏まえつつ、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること。

(民間工事)

建設業法の趣旨も踏まえつつ、発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう、発注者等に対し要請すること。

III 建設発生土の適切な管理(2)

制度の概要

◇ 建設業再生資源利用促進省令※で、建設請負業者は、1,000m³以上の建設発生土を搬出する建設工事を施工する場合、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するとともに、建設工事の完成後速やかに、その実施状況を記録(再生資源利用促進実施書)し、それぞれ、工事完成後1年間保存することとされている。 ※建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)

◇ 「建設リサイクルガイドライン」※1で、再生資源利用促進計画を発注者に提出するよう指示するとともに、再生資源利用促進実施書は、建設リサイクル法※2に基づく発注者への報告としても活用されており、それらは多くの機関で搬出先の確認書類とされている。 ※1平成14年5月30日国土交通省

※2建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

再生資源利用促進計画の主な記載事項・内容

記載事項	記載内容
発生量	建設発生土の土質別の発生量
現場内利用・減量	現場内利用量、減量化量
搬出先名称	搬出先の名称、施工条件(指定・自由)
搬出先場所住所	搬出先の住所、運搬距離、種類(売却、他の工事現場、土捨場・残土処分場等)
現場外搬出量	現場外への搬出量

(注)国土交通省ホームページ掲載の「再生資源利用促進計画書」(様式)から作成

主な調査結果

結果報告書P21~28

- 建設発生土の搬出先を指定しない場合があるとする2都道府県、14市町村のうち、2市町村では、搬出先を確認できる書類の提出を求めている。
- 調査した6地方整備局国道事務所、12都道府県(出先機関)、35市町村において、搬出先を指定する場合の搬出の確認方法は、以下のとおり区々となっている。民間工事においても、公共工事と同様に確認方法は区々。

確認方法	機関数
再生資源利用促進計画、職員による処分地の確認等により搬出前に確認	29
ダンプトラック等管理表、受入伝票、写真等により搬出中に確認	10
再生資源利用促進実施書、ダンプの運搬記録等により完了後に確認	49

- 調査した地方公共団体の土砂条例担当部局から、「建設発生土の不適切な処理の防止策として、再生資源利用促進計画や再生資源利用促進実施書の情報を地方公共団体が共有できる仕組みを設けてほしい」との要望あり。

主な勧告

国土交通省は、建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況、搬出完了後の状況を示す書類について整理を行い、合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること。
- ② 土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、再生資源利用促進計画の内容について公にすること。